

請 願 文 書 表

(行財政局)

受 理 番 号	7 8 4	受 理 年 月 日	令 和 2 年 9 月 28 日
件 名	京都市市税条例の個人市民税減免基準の継続		
要 旨	<p>京都市市税条例の個人市民税の減免基準は、従来から低所得者の市民税を免除することにより生活を保障するだけでなく、様々な制度の負担の減免を図ってきた。</p> <p>京都市の市民税減免制度は、国の税制改正による減免でもなお対象とされてこなかった市民の生活を保障してきたものである。また、均等割部分の負担は公平の観点から減免すべきではないとの意見もあるが、地方税法が減免を認めていることから、現在の制度の存在を否定すべき理由にはならない。さらに、条例改正によって利用料負担など、多数の市民の生活に影響が出るという不利益が生じる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が広がり、雇用、営業及び事業が不安定となり、市民の生活が悪化している中で、これまで機能してきた制度を廃止すべきではない。</p> <p>ついては、京都市市税条例の個人市民税減免基準の改正を行わないことを願う。</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	井坂 博文, 山田こうじ, 加藤 あい		
付 託 委 員 会	総務消防委員会		